

期日	班	資料番号
10/20	3	5

令和元年度 香取市市民事業仕分け

事業名	ごみ処理施設運営事業
担当部課	生活経済部環境安全課

香 取 市

事業シート（概要説明書）

予算事業名	ごみ処理施設運営事業			事業開始年度	平成18年度					
上位施策事業名	廃棄物処理・再資源化			担当局・部名	生活経済部					
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 香取広域市町村圏事務組合規約 香取広域市町村圏事務組合負担金条例			担当課・係名	環境安全課監視指導班					
事務区分	■自治事務 □法定受託事務			作成責任者	越川泰克					
実施の背景	ごみ処理施設は、建設整備から管理運営と多大な経費を必要とするため、市町村単独での設置運営は厳しく、香取市・神崎町・東庄町で構成市町を組んで一部事務組合を設立、各構成市町村からの負担金により、ごみ処理施設に係る管理運営業務を担っております。									
目的 (何のために)	香取市内の公衆衛生確保と生活系及び事業系からの一般廃棄物の適正処理を図るため。									
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	一般市民及び事業者から排出される廃棄物及び資源物			対象者数（全住民に対する割合）					
					77,536	人	(100 %)			
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） ■その他（共同処理事務負担金）								
	事業内容 (手段、手法など)	事業内容 運営事業に係る負担金は、各施設運営費ごとに、一部事務組合の負担金条例の負担割合に基づく。 ・清掃総務費 人口割100% ・伊地山可燃物処理施設運営費負担金割合 人口割25% 利用割75% ・伊地山不燃物処理施設運営費負担金 均等割20% 人口割30% 利用割50% ・伊地山不燃物処理施設環境衛生連絡協議会負担金 均等割30% 人口割40% 利用割30% ・長岡不燃物処理施設運営費 均等割20% 人口割30% 利用割50% ・（旧）伊地山最終処分場管理運営費 固定割100% ・第二伊地山最終処分場管理運営費（不燃残渣分） 均等割30% 人口割70% ・第二伊地山最終処分場管理運営費（可燃残渣分） 均等割25% 人口割75% ・第二伊地山最終処分場公債費（旧香取広域分） 均等割30% 人口割70% ・第二伊地山最終処分場公債費（旧北総西部分） 均等割25% 人口割75% ・第二伊地山最終処分場公債費（旧清掃組合分） 固定割100% ・織幡最終処分場運営費 固定割100%								
	関連事業 (同一目的事業等)									
コスト		2019年度（予算）		2018年度（決算見込）		2017年度（決算）		2016年度（決算）		
	事業費合計	996,561千円		1,072,249千円		694,159千円		659,165千円		
	事業費内訳 (2018年度分)	平成30年度決算額 香取市負担金総額 1,072,249千円 各施設運営費負担金 ・清掃総務費 50,379千円 ・伊地山可燃物処理施設運営費 630,600千円 ・伊地山不燃物処理施設運営費 86,974千円 ・伊地山不燃物処理施設環境衛生連絡協議会 1,439千円 ・長岡不燃物処理施設運営費 87,148千円 ・（旧）伊地山最終処分場管理運営費 317千円 ・第二伊地山最終処分場管理運営費（不燃残渣分・可燃残渣分） 56,329千円 ・織幡最終処分場管理運営費 6,463千円 ・第二伊地山最終処分場公債費（旧香取広域分・旧北衛分・旧清掃分） 152,655千円 ・循環型社会形成施設公債費 60千円 ・循環型社会形成推進施設建設事業費（起債対象外分）繰越金清算 △115千円								
	人件費	担当正職員	0.3人	1,800千円	0.3人	1,800千円	0.3人	1,775千円	0.3人	1,775千円
		臨時職員等								
	人件費合計	0.3人	1,800千円	0.3人	1,800千円	0.3人	1,775千円	0.3人	1,775千円	
	総事業費	998,361千円		1,074,049千円		695,934千円		660,940千円		
財源内訳	国県支出金									
		国県支出金の内容								
	地方債									
	その他特財									
		その他特財の内容								
	一般財源	998,361千円		1,074,049千円		695,934千円		660,940千円		
	財源合計	998,361千円		1,074,049千円		695,934千円		660,940千円		

事業シート（概要説明書）

予算事業名		ごみ処理施設運営事業		事業開始年度	平成18年度		
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）		単位	2018年度	2017年度	2016年度
		ごみ計画収集量		トン/年	22,044/22,013	23,100/22,426	23,357/22,842
		ごみ直接搬入量		トン/年	5,346/4,033	5,522/4,315	4,966/4,602
	単位当たりコスト	総事業費	/	ごみ排出量 （計画収集量+直接搬入量）	円/t	39,213	24,315
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	ごみ処理施設の管理運営コストを抑制するためには、ごみの減量化が必須であり、リサイクル可能な資源物は集団回収等により、ごみとしての排出抑制を図るため。					
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）		単位	2018年度	2017年度	2016年度
		団体等による資源物の集団回収量		トン/年	999/1,346	965/1,287	1,045/1,229
		資源物の再資源化を進めてごみの排出を抑制		g/人・日	1,009/973	1,038/982	1,016/992
			/	/	/	/	
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）		<p>ごみは、ほぼ毎日排出されるものであり、ごみを適正処理するためには、ごみ処理施設の設置及び運営は必要であるが、ごみ処理にかかる運営経費は大きく、施設の経年劣化に伴う処理能力の低下などの発生もあり、効率的なごみ処理の継続は非常に難しい。</p> <p>今後は、資源物をごみとして処理するのではなく、再資源化へ誘導して処理施設の負担を軽減することと、民間等へ一部外部委託処理が可能なものは委託して施設管理の経常経費を抑制し、ごみ処理施設運営費全体の経費を抑えて、構成市町の負担金軽減を図る必要があると考える。</p>					
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）		<p>近隣類似市町の平成30年度ごみ処理施設運営事業負担金額（決算額）</p> <p>匝瑳市ほか二町環境衛生組合管内</p> <p>匝瑳市 180,000千円</p> <p>多古町 67,365千円</p> <p>横芝光町（旧光町） 54,449千円</p> <p>山武郡市環境衛生組合管内</p> <p>横芝光町（旧横芝町） 141,950千円</p> <p>芝山町 131,115千円</p> <p>民間業者への委託処理の場合 ナリコー 1 tあたり30,000円</p> <p>千葉産業C 1 tあたり27,800円</p>					
特記事項							

委託・指定管理・補助 対象団体シート (概要説明書)

予算事業名	ごみ処理施設運営事業		事業開始年度	平成18年度
団体名	香取広域市町村圏事務組合			
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	香取広域市町村圏事務組合同約第11条			
当該事業の団体における収支状況	収入		支出	
	国からの財政支出金	713 千円	事業費(投資的経費)	358,255 千円
	県からの財政支出金	千円	管理費(物件費・維持補修費・補助費・積立金)	753,464 千円
	市町村からの財政支出金	1,429,570 千円	人件費	343,850 千円
	委託料・指定管理料	千円	その他 (公債費)	252,242 千円
	補助金	千円	総計	1,707,811 千円
	その他(うち香取市分)	1,072,249 千円		
	その他 ()	394,593 千円		
総計	1,824,876 千円	収支差	117,065 千円	

※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要	香取広域市町村圏事務組合は、香取市・東庄町・神崎町・多古町を構成市町として、ごみ処理、消防などの業務について共同処理するために設置されている一部事務組合であります。 なお、ごみ処理施設運営費につきましては、香取市・東庄町・神崎町の1市2町が共同参加していますが、多古町は他の一部組合へ共同参加しております。									
	資本金	千円	役員 職員	(単位:人)	常勤	うち (出向/OB)	非常勤	うち (出向/OB)	監事	うち (出向/OB)
	市出資金	千円		役員						
	出資比率	%		職員						
団体全体の収支状況	収入		支出							
	国からの財政支出金	713 千円	事業費(投資的経費)	566,039 千円						
	県からの財政支出金	12,683 千円	管理費(物件費・維持補修費・補助費・積立金)	1,208,931 千円						
	市町村からの財政支出金	3,816,618 千円	人件費	2,179,824 千円						
	委託料・指定管理料	千円	その他 (公債費)	393,633 千円						
	補助金	千円	総計	4,348,427 千円						
	その他	3,816,618 千円								
	その他 ()	787,349 千円								
総計	4,617,363 千円	収支差	268,936 千円							
特記事項	負債総額:(1,314,103千円 資本総額: 円 利益剰余金(もしくは欠損金):268,936千円									
財務諸表URL										

香取広域市町村圏事務組合負担金条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 18 号

改正 平成 19 年 2 月 22 日条例第 3 号
平成 20 年 2 月 21 日条例第 1 号
平成 22 年 2 月 16 日条例第 1 号
平成 22 年 10 月 29 日条例第 9 号
平成 23 年 2 月 25 日条例第 2 号
平成 24 年 3 月 30 日条例第 5 号
平成 25 年 2 月 26 日条例第 1 号
平成 27 年 3 月 3 日条例第 2 号
平成 28 年 2 月 26 日条例第 4 号
平成 30 年 11 月 13 日条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、香取広域市町村圏事務組合同規約（昭和 46 年 9 月 3 日千葉県指令第 1984 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、組合の運営及び組合が行う事業につき、関係市町（以下「市町」という。）が負担すべき負担金の負担割合その他必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(負担金の基準)

第 3 条 負担金の基準は、別表左欄に掲げる区分に従い、同表右欄に掲げる負担基準による。

(負担金の額)

第 4 条 負担金の総額は、毎年度香取広域市町村圏事務組合の予算で定める額とする。この場合において、管理者は、その予算の原案の作成に当たっては、あらかじめ市町の意見を聴かななければならない。

2 管理者は、前項の規定による負担金の総額を前条の規定による基準に基づいて市町ごとに算定し、関係書類を添えて市町長に通知しなければならない。

(負担金の納入)

第 5 条 市町は、前条の規定による負担金を、毎年度次に掲げる区分により組合に納入しなければならない。

(1) 4 月、7 月、10 月、1 月 負担金額のそれぞれ 4 分の 1 の額

香取広域市町村圏事務組合負担金条例

- 2 会計年度内において、負担金の総額を増減し、又はその算定方法を変更した場合において、既に定めた市町ごとの負担金額に異動を生じることとなるときは、前項の規定にかかわらず、管理者が市町の意見を聴いて、その納入の時期及び方法を定めるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、負担金に関して必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。
- 2 この条例の施行前において、香取広域市町村圏事務組合予算に措置された負担金は、この負担金条例によって措置されたものとみなす。
- 3 旧佐原市外五町消防組合及び旧小見川町外2町消防組合がこの負担金条例施行前においてそれぞれ精算した結果、引き継がれる引継金のうち負担金に係る部分については、この負担金条例により措置されたものとみなす。
- 4 当分の間、負担金の負担割合については、第4条の規定にかかわらず、香取市については合併前の佐原市、小見川町、山田町及び栗源町が負担するとされる額、成田市については合併前の下総町及び大栄町が負担するとされる額の合算額とする。

附 則（平成19年2月22日条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月21日条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月16日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年10月29日条例第9号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月28日条例第2号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第5号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

香取広域市町村圏事務組合負担金条例

附 則（平成 27 年 3 月 3 日条例第 2 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日条例第 4 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 13 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の香取広域市町村圏事務組合負担金条例の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

香取広域市町村圏事務組合負担金条例

別表（第3条）

区分		負担する区域	負担基準	
共同処理事務内容				
議会費 ・ 総務費	組合の運営費経費	香取市 神崎町 多古町 東庄町	均等割100分の10 人口割100分の90	
	市町村計画の策定及びその実施のための連絡調整に関する経費 関係市町職員の共同採用試験に関する経費 関係市町職員の共同研修に関する経費	香取市 神崎町 多古町 東庄町	均等割100分の10 人口割100分の90	
	清掃総務費に関する経費	香取市 神崎町 東庄町	人口割100分の100	
不燃性廃棄物処理施設の設置、管理及び運営に関する経費				
	1 不燃性廃棄物処理施設の管理及び運営に関する経費	香取市 神崎町 東庄町	均等割100分の20 人口割100分の30 利用割100分の50	
	2 伊地山粗大ごみ処理施設に係る環境衛生連絡協議会負担金に関する経費	香取市 神崎町 東庄町	均等割100分の30 人口割100分の40 利用割100分の30	
	伊地山一般廃棄物最終処分場の管理及び運営に関する経費	香取市 神崎町 東庄町	固定割100分の82.72 固定割100分の14.52 固定割100分の2.76	
第二伊地山一般廃棄物最終処分場の管理及び運営に関する経費				
	1 不燃残渣埋立量割	香取市 神崎町 東庄町	均等割100分の30 人口割100分の70	
	2 可燃残渣埋立量割	香取市 神崎町 東庄町	均等割100分の25 人口割100分の75	
衛生費	織幡一般廃棄物最終処分場の管理及び運営に関する経費	香取市 東庄町	固定割100分の70 固定割100分の30	
	火葬場の設置、管理及び運営に関する経費	香取市 神崎町 東庄町	利用割100分の100	
	可燃性廃棄物処理施設の設置、管理及び運営に関する経費	香取市 神崎町 東庄町	人口割100分の25 利用割100分の75	
	伊地山可燃物処理施設整備事業に関する経費	香取市 神崎町 東庄町	均等割100分の10 人口割100分の90	
	牧野し尿処理場の設置、管理及び運営並びにし尿収集に関する経費	香取市 神崎町 東庄町	利用割100分の100	
	牧野し尿処理施設整備事業に関する経費			
		1 西部地区人口割 (旧北総西部衛生組合分)	香取市 神崎町	人口割100分の40 利用割100分の60
			※旧北総西部衛生組合所管地区に限る。	
		2 東部地区人口割 (旧香取市東庄町清掃組合分)	香取市 東庄町	固定割100分の75 固定割100分の25
		一般廃棄物処理基本計画策定に関する経費	香取市 神崎町	人口割 100分の100

香取広域市町村圏事務組合負担金条例

		東庄町		
循環型社会形成推進施設建設事業に関する経費				
1	管理棟建設及び計量機整備に関する経費	香取市 神崎町 東庄町	均等割100分の10 人口割100分の90	
2	管理棟建設及び計量機整備以外に関する経費	香取市 東庄町	均等割100分の10 人口割100分の90	
※旧香取市東庄町清掃組合所管地区に限る。				
消 防 費	常備消防経費			
	1	人件費	香取市 多古町 東庄町	職員数割 100分の100
	2	物件費	香取市 多古町 東庄町	物件費割 100分の100
	非常備消防経費		香取市 多古町 東庄町	消防団経費は、配備市町の全額負担とする。
公 債 費	伊地山不燃性廃棄物処理施設建設事業債		香取市 神崎町 東庄町	均等割100分の20 人口割100分の30 利用割100分の50
	第二伊地山一般廃棄物最終処分場建設事業債			
	1	西部地区不燃残渣埋立量割 (旧香取広域市町村圏事務組合分)	香取市 神崎町 東庄町	均等割100分の30 人口割100分の70
	2	西部地区可燃残渣埋立量割 (旧北総西部衛生組合分)	香取市 神崎町	均等割100分の25 人口割100分の75
	※旧北総西部衛生組合所管地区に限る。			
	3	東部地区残渣埋立量割 (旧香取市東庄町清掃組合分)	香取市 東庄町	固定割100分の70 固定割100分の30
	伊地山可燃物処理施設整備事業債		神崎町 東庄町	均等割100分の10 人口割100分の90
	牧野し尿処理施設整備事業債			
	牧野し尿処理施設改造工事事業債		香取市 神崎町 東庄町	利用割100分の100
	循環型社会形成推進施設建設事業債			
	1	管理棟建設及び計量機整備に関するもの	神崎町 東庄町	均等割100分の10 人口割100分の90
	2	管理棟建設及び計量機整備以外に関するもの	東庄町	均等割100分の10 人口割100分の90
	3	管理棟建設及び計量機整備以外に関するもの(平成29年度債に限る。)	香取市 東庄町	均等割100分の10 人口割100分の90
※旧香取市東庄町清掃組合所管地区に限る。				
おみがわ聖苑建設事業債		香取市 神崎町 東庄町	利用割100分の100	
常備消防事業債				
1	組合統合後借入常備消防事業債	香取市 多古町 東庄町	物件費割 100分の100	
2	旧佐原市外五町消防組合事業債	香取市 多古町	物件費割 100分の100	

香取広域市町村圏事務組合負担金条例

3 旧小見川町外2町消防組合事業債	香取市 東庄町	世帯数割 100分の100
非常備消防事業債	香取市 神崎町 多古町 東庄町	借入金額割 100分の100

備考

- 1 人口割に用いる人口は、当該予算の属する年度の前年度の10月1日現在における住民基本台帳記録人口とする。ただし、当分の間、香取市については、合併前のそれぞれが属する市町区域の住民基本台帳字別人口を使用する。
- 2 利用割に用いる利用量は、当該予算の属する年度の前前年度の10月1日から前年度の9月30日までの利用量とする。
- 3 物件費割は、直近の国勢調査における集計結果の人口割合、世帯数割合及び当該予算の属する前年度の基準財政需要額に算入された消防費の割合の平均とする。
- 4 職員数割は、常備消防施設設置市町ごとの消防吏員職員数に消防本部職員数を物件費割により市町ごとに算出したものを加えた職員数の割合とする。
- 5 世帯数割に用いる世帯数は、当該予算の属する年度の前年度の10月1日現在における住民基本台帳記録世帯数とする。
- 6 借入金額割に用いる金額は、当該起債の借入時の市町ごとの金額とする。
- 7 埋立量割に用いる埋立量は、当該予算の属する年度の前前年度の10月1日から前年度の9月30日までの埋立量とする。
- 8 平成16・17年度実施の第二伊地山一般廃棄物最終処分場建設事業債に係る埋立量割は、起債借入年度の前前年度の10月1日から前年度の9月30日までの埋立量割合に固定とする。

平成16年度借入時埋立量割

旧香取広域市町村圏事務組合	15.80%
旧北総西部衛生組合	51.94%
旧香取市東庄町清掃組合	32.26%

平成17年度借入時埋立量割

旧香取広域市町村圏事務組合	18.68%
旧北総西部衛生組合	49.24%
旧香取市東庄町清掃組合	32.08%

- 9 旧佐原市外五町消防組合事業債に係る物件費割は、平成16年度から平成18年度の旧佐原市外五町消防組合管内の物件費割の平均値とする。

香取広域市町村圏事務組合負担金条例

10 組合運営費経費に係る人口割は、香取広域市町村圏事務組合管内の人口割及び旧北総西部衛生組合管内の人口割並びに旧香取市東庄町清掃組合管内の人口割の平均値とする。

11 平成 22 年度実施の牧野し尿処理施設整備事業に係る人口割は、平成 21 年 10 月 1 日現在の旧北総西部衛生組合管内及び旧香取市東庄町清掃組合管内の住民基本台帳記録人口に固定とする。

旧北総西部衛生組合 52.82%

旧香取市東庄町清掃組合 47.18%

12 昭和 62 年度建設の伊地山一般廃棄物最終処分場の管理及び運営に関する経費の内、旧北総西部衛生組合管内の地区が負担する負担金は、旧香取市東庄町清掃組合が所管する地区が負担する負担額を減じて得た額に次の負担割合を乗じて得た金額とする。

均等割 100 分の 30

人口割 100 分の 70

13 牧野し尿処理施設改造工事事業債については、香取市の利用割が平成 22 年度実施の牧野し尿処理施設整備事業に関する経費の負担割合（以下「平成 22 年度香取市負担割合」という。）を超えない場合は、香取市の負担はないものとする。ただし、香取市の利用割合が平成 22 年度香取市負担割合を超える場合は、その超過分を香取市の利用割合とする。